

# 記載例

(一般債権・債務名義【判決】・差押債権【会社員給料】)

印

収入  
印紙

## 債権差押命令申立及び陳述催告申立書

令和 5年 4月 1日

申立日

盛岡地方裁判所

支部 御中

押印

申立債権者

盛岡 桜子

印

平日の8:30~17:00  
の間に連絡の取れる番号を  
記載してください。

T E L ○○○ - ○○○ - ○○○○  
F A X ○○○ - ○○○ - ○○○○  
携帯電話 ○○○ - ○○○○ - ○○○○

当事者、請求債権及び差押債権の表示 別紙目録記載のとおり

### 申立の趣旨

- 債権者は債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された上記請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。
- 上記債権差押命令申立事件について、第三債務者に対し、民事執行法第147条1項に定める陳述の催告をされたく申し立てる。

### 添付書類

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| 1. 執行力ある債務名義の正本 | 1 通 |
| 2. 同送達証明書       | 1 通 |
| 3. 商業登記事項証明書    | 1 通 |
| 4. 委任状          | 通   |
| 5. 住民票          | 1 通 |
| 6. 戸籍謄本         | 1 通 |

「債権者」＝申立をするあなたのことです。  
「債務者」＝相手、「第三債務者」＝相手の勤務先のことです。



捨印は各目録の「写し」には押さないでください。

## 当事者目録

(住所) 〒020-8520

岩手県盛岡市内丸9番1号

(債務名義上の住所) 岩手県花巻市花城町8-26

債権者

<sup>もりおか</sup>盛岡 <sup>さくらこ</sup>桜子

(債務名義上の氏名) 石割 桜子

(送達場所) 住所に同じ 就業場所

〒 \_\_\_\_\_

(送達受取人)  \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

あなた以外の人に宛てて書類を送ってほしい場合に記載してください。

送達受取人とあなたとの関係を記載してください。

(住所) 〒020-8520

岩手県盛岡市内丸9番50号

(債務名義上の住所) \_\_\_\_\_

債務者

<sup>いしわり</sup>石割 <sup>たろう</sup>太郎

(債務名義上の氏名) \_\_\_\_\_

(住所) 〒020-0021

岩手県盛岡市中央通1丁目50番20号

本店

第三債務者

株式会社 岩手

商号

(代表者) 代表取締役 取締役 代表理事 理事

(氏名) 岩手 二郎

(送達場所) 〒 \_\_\_\_\_

※ 相手の勤務先が商業登記していない個人事業者の場合は、個人事業者の住所、氏名（例：岩手商店こと岩手二郎）を記載してください。

※ 会社の場合は、商業登記事項証明書に基づいて、本店の所在地、商号及び代表者氏名を記載してください。

「請求債権目録」とは、あなたが債務者に請求する債権の内容を記載するものです。債務名義の表示に従って記載してください。

捨  
印

## 請求債権目録

**盛岡地方** 裁判所 支部令和 **〇〇** 年 ( **ワ** ) 第 **〇〇〇** 号事件の  
執行力のある

- 判決 和解調書 調停調書 和解に代わる決定  
第 回口頭弁論調書 ( 判決 和解 )   
正本に表示された下記金員及び執行費用

記

1 元 金 金 **1, 500, 000** 円

ただし、主文第 **1** 項の 和解条項第 項の  
調停条項第 項の

元金 金 円の残金

<遅延損害金の計算式>

1, 500, 000 円 × 244 日 (8/1~4/1)  
÷ 365 日 (うるう年は 366 日) × 5%  
= 50, 136 円 (小数点以下切捨)

2 遅延損害金 金 **50, 136** 円

ただし、上記 1 の 金員 金員の内金 \_\_\_\_\_ 円

に対する令和 **4** 年 **8** 月 **1** 日から令和 **5** 年 **4** 月 **1** 日まで  
年 **5** パーセントの割合による金員

遅延損害金の終期は申立の当日までに限定して算出してください。

債務者は、令和 年 月 日を支払日とする割賦金の支払を怠ったため、  
約定により同日の経過をもって当然に期限の利益を喪失した。

債務者は、令和 年 月 日及び令和 年 月 日を支払日とする  
割賦金の支払をいずれも怠り、その額が \_\_\_\_\_ 円に達したので、約定に  
より令和 年 月 日の経過により当然に期限の利益を喪失した。

3 執行費用 金 **9, 116** 円

(内訳)

本申立手数料	金	<b>4, 000</b> 円
差押命令送達費用	金	<b>3, 066</b> 円
本申立書作成及び提出費用	金	<b>1, 000</b> 円
商業登記事項証明書交付手数料	金	<b>600</b> 円
執行文付与申立手数料	金	<b>300</b> 円
送達証明書交付手数料	金	<b>150</b> 円

郵便切手代

定額

合 計 金 **1, 559, 252** 円

1 ~ 3 の合計額 (★)

「差押債権目録」とは、差し押さえる債権の額と内容を記載するものです。



## 差 押 債 権 目 録

金 **1, 559, 252** 円

請求債権目録の合計額(★)を超えることはできません。

債務者（ **株式会社 岩手** 勤務）が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで。

### 記

- 1 給料（基本給及び諸手当、ただし通勤手当を除く。）から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の4分の1（ただし、上記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額。）
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額。）

なお、1、2により弁済しないうちに退職したときは、

- 3 退職金から所得税、住民税を控除した残額の4分の1にして、1、2と合計して頭書金額に満つるまで。